

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		法第 9 0 条第 3 項の規定により読み替えて準用される法第 9 条第 1 項、第 7 項、第 1 0 項の規定による命令
根拠条例・規則名		建築基準法
条 項		法第 9 0 条第 3 項
所 管 部 課		建設局 建築行政部 建築行政課 (電話：048-829-1534)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (事業ごとの裁量が大きく、基準を設定することが困難である。)
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 1 9 年 6 月 2 0 日最終改正
備 考		